

千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金交付要綱

平成21年4月1日施行

最終改正 平成30年1月5日施行

(通則)

第1条 千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、市内の私立幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定による確認を受けた幼稚園を除く。）が行う特別支援教育に係る経費の一部を市が補助することにより、障害のある幼児の就園機会の拡大と保護者の教育費負担の軽減を図り、もって私立幼稚園教育の一層の振興に資することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、公益社団法人千葉県幼稚園協会（以下「協会」という。）が行う特別支援教育費助成事業及び千葉市内の私立幼稚園設置者（協会が実施する特別支援教育費助成を受ける者を除く。以下「設置者」という。）が行う特別支援教育事業（以下「事業」という。）とする。

(補助対象経費、補助基準額及び補助金額)

第4条 補助対象経費は、前条に定める補助対象事業において、幼稚園が行う障害のある幼児への特別支援教育に要する人件費、教育研究経費、管理経費、設備費とする。

2 前項の障害のある幼児とは、当該年度の5月1日に千葉市内の幼稚園に在籍し、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱虚弱、情緒障害、言語障害等の障害を有する満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児で、以下の各号のいずれかに該当し、特別支援教育を必要とするものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号）による療育手帳の交付を受けている者
- (3) 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する市長の定める医師又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の規定により設置される児童相談所において、障害のある幼児と診断された者
- (4) その他前号に準ずる機関等の診断により市長が特に認めたる者

3 補助基準額は、障害のある幼児1人につき100,000円とする。

4 補助金の額は、補助対象経費の合計額（ただし、補助対象経費について、この補助金

以外の補助金その他の収入金がある場合は、その金額を控除した額)と、補助基準額のいずれか低い額の10分の10以内とする。

(交付の申請)

第5条 協会及び設置者(以下「協会等」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める期日までに、千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号の書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、協会による交付申請については、協会が行う特別支援教育費助成事業において各幼稚園から協会に提出された書類の写しをもって各号の書類に代えることができるものとする。

- (1) 事業計画書(様式第1号別紙1)
- (2) 障害のある幼児の一覧
- (3) 幼児の障害の状況がわかる書類
- (4) 幼児に障害があることを証する書類
- (5) 収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付、不交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その申請に係る書類等の審査を行い、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 市長は、協会等が事業の実施について適正を期し難いと認めるときは、補助金の全部又は一部を交付しないことができる。

(交付の条件)

第7条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次の各号に掲げる条件を附するものとする。

- (1) 規則、この要綱その他関係法令等を遵守すること。
- (2) 事業の遂行については、善良な管理者の注意をもってあたり、補助金を他の用途に転用してはならないこと。
- (3) 事業が年度内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(交付、不交付の決定通知)

第8条 市長は、第6条第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、決定の内容及び前条の規定により附する条件を千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により速やかに通知するものとする。

- 2 市長は、第6条第3項の規定により補助金の不交付を決定したときは、理由を附してその旨を速やかに通知するものとする。

(事業の変更等)

第9条 協会等は、前条第1項に定める交付決定通知を受けた後、事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な事項を除く）が生じた場合は、千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に第5条各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の変更交付決定通知)

第10条 第6条から第8条までの規定は、前条の規定による申請に係る補助金の変更交付決定に、これを準用する。

2 前項において準用する第8条第1項の規定による通知は、千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）とする。

(事業の中止、廃止)

第11条 協会等は、事業を中止又は廃止する場合には、千葉県私立幼稚園特別支援教育事業中止等承認申請書（様式第5号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(中止等承認通知)

第12条 市長は、前条の規定により協会等から事業の中止又は廃止の申請があったときは、その申請に係る書類等の審査を行い、適当と認めるときは、千葉県私立幼稚園特別支援教育事業中止等承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(実績報告)

第13条 協会等は、事業が完了したとき（前条の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、千葉県私立幼稚園特別支援教育事業実績報告書（様式第7号）に次の各号の書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、協会による実績報告については、協会が行う特別支援教育費助成事業において各幼稚園から協会に提出された書類の写しをもって各号の書類に代えることができるものとする。

- (1) 実績報告内訳書（様式第7号別紙1）
- (2) 所要経費を証する書類
- (3) 他の補助金その他の収入金がある場合はその金額を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第14条 市長は、前条の規定により事業の完了の報告があったときは、その報告に係る書類等の審査を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(交付の請求)

第15条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金交付請求書(様式第9号の2)を市長に提出しなければならない。

(書類等の整備)

第16条 協会等は、補助金により実施した事業の内容を明らかにする関係書類を、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(調査への協力)

第17条 協会等は、補助金の使途等に関し、市長が必要な調査をするときは、これに協力しなければならない。

(決定の取消)

第18条 市長は、協会等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) その他事業に関して補助金交付の内容又はこれに附した条件に違反したとき。

(3) 提出書類に虚偽があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金交付決定を取消したときは、千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第19条 市長は、前条の場合においてすでに補助金が交付されているときは、その取消に係る部分の補助金を、千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金返還命令書(様式第11号)により、期限を定めて返還させるものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金交付要綱は、平成

22年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金交付要綱は、平成23年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金交付要綱は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金交付要綱は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金交付要綱は、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金交付要綱は、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年1月5日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金交付要綱は、平成29年度の補助金から適用する。

様式第1号

年 月 日

千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金交付申請書

(あて先) 千葉県長

申請者

所在地

法人名

代表者名

印

千葉県私立幼稚園特別支援教育事業に関し、
年度補助金の交付を受けたいので、
千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金交付要綱第5条に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 交付申請額 _____ 円

2. 添付書類
- (1) 事業計画書（様式第1号別紙1）
 - (2) 障害のある幼児の一覧
 - (3) 幼児の障害の状況がわかる書類
 - (4) 幼児に障害があることを証する書類
 - (5) 収支予算書
 - (6) その他市長が必要と認める書類

事業計画書

1 障害のある幼児の教育に要する経費の状況

区分	合計	内訳				備考
		人件費	教育研究経費	管理経費	設備費	
所要経費						
所要経費に対する 他の補助金収入額						
補助対象経費						

2 所要経費内訳

科目	項目	金額	積算根拠
人件費			
	(小計)		
教育研究経費			
	(小計)		
管理経費			
	(小計)		
設備費			
	(小計)		
合計			

3 障害のある幼児の保育状況

クラス名	クラス 人員	左のうち障害 のある幼児数	教職員の配置状況		備考
			担任教諭氏名	助手等氏名	

4 障害の種類別幼児一覧

障害の種類	人数
視覚障害	
聴覚障害	
知的障害	
肢体不自由	
病弱・虚弱	
情緒障害	
言語障害	
発達障害	
合計	

所在地 _____

法人名 _____

代表者名 _____ 様

千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金交付決定通知書

年 月 日付申請のあった千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

1. 交付決定額 _____ 円

2. 交付条件
- (1) 千葉県補助金等交付規則、千葉県私立幼稚園特別支援事業補助金交付要綱その他関係法令等を遵守すること。
 - (2) 事業の遂行については、善良な管理者の注意をもってあたり、補助金を他の用途に転用してはならないこと。
 - (3) 事業が年度内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金変更交付申請書

(あて先) 千葉県長

補助事業者

所在地

法人名

代表者名

印

年度千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金を 年 月 日付

第 号による交付決定額を変更して下記のとおり交付されるよう千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金交付要綱第9条に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金変更交付申請額 _____ 円
- 2 補助金既交付決定額 _____ 円
- 3 補助金増額 _____ 円
- 4 添付書類 (1) 事業計画書 (様式第1号別紙1)
(2) 障害のある幼児の一覧
(3) 幼児の障害の状況がわかる書類
(4) 幼児に障害があることを証する書類
(5) 収支予算書
(6) その他市長が必要と認める書類

所在地 _____

法人名 _____

代表者名 _____ 様

千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金については、千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金交付要綱第10条の規定により、年 月 日付 第 号による交付決定を変更して下記のとおり交付することと決定したので、通知します。

年 月 日

千葉県長 印

記

1 補助金変更交付決定額 _____ 円

2 補助金既交付決定額 _____ 円

3 補助金増減額 _____ 円

- 4 交付条件
- (1) 千葉県補助金等交付規則、千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金交付要綱、その他関係法令等を遵守すること。
 - (2) 事業の遂行については、善良な管理者の注意をもってあたり、補助金を他の用途に転用してはならないこと。
 - (3) 事業が年度内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第5号

年 月 日

千葉県私立幼稚園特別支援教育事業中止等承認申請書

(あて先) 千葉県長

補助事業者
所在地
法人名
代表者名

印

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定のあった本事業を次のとおり中止（廃止）したいので、千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金交付要綱第11条に基づき、関係書類を添えて承認を申請します。

1. 中止（廃止）の理由

2. 関係書類

様式第6号

第 号

所在地 _____
法人名 _____
代表者名 _____様

千葉県私立幼稚園特別支援教育事業中止等承認通知書

年 月 日付申請のあった 年度千葉県私立幼稚園特別支援教育事業中止等承認申請については、年 月 日付 第 号で決定した事業計画について、下記のとおり中止（廃止）することを承認したので、千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

年 月 日

千葉県長

印

承認内容

千葉市私立幼稚園特別支援教育事業実績報告書

(あて先) 千葉市長

補助事業者

所在地

法人名

代表者名

印

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定のあった千葉市私立幼稚園特別支援教育事業の実績について、千葉市私立幼稚園特別支援教育事業補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1. 事業完了年月日 年 月 日

2. 補助金交付決定額 _____ 円

3. 補助金の既交付額 _____ 円

4. 補助事業の経費精算額 _____ 円

5. 関係書類
- (1) 実績報告内訳書（様式第7号別紙1）
 - (2) 所要経費を証する書類
 - (3) 他の補助金その他の収入金がある場合はその金額を証する書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類

実績報告内訳書

1 障害のある幼児の教育に要する経費の状況

区分	合計	内訳				備考
		人件費	教育研究経費	管理経費	設備費	
所要経費						
所要経費に対する 他の補助金収入額						
補助対象経費						

2 所要経費内訳

科目	項目	金額	内訳
人件費			
	(小計)		
教育研究経費			
	(小計)		
管理経費			
	(小計)		
設備費			
	(小計)		
合計			

所在地 _____

法人名 _____

代表者名 _____ 様

千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金額確定通知書

年 月 日付で提出のあった千葉県私立幼稚園特別支援教育事業実績報告書により、本事業の 年度補助金額を次のとおり確定したので、千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

年 月 日

千葉県長 印

1. 補助金の交付決定額 _____ 円

2. 補助事業の経費精算額 _____ 円

3. 補助金の確定額 _____ 円

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第9号

年 月 日

千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金交付請求書

(あて先) 千葉県長

補助事業者

所在地

法人名

代表者名

印

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定のあった補助金の
交付を受けたいので、千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金交付要綱第15条に基づ
き、次のとおり請求します。

1. 交付請求額 _____ 円

2. 添付書類 千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金額確定通知書
(様式第8号)の写し

年 月 日

千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金事前交付請求書

(あて先) 千葉県長

補助事業者

所在地

法人名

代表者名

印

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定のあった補助金の
交付を受けたいので、千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金交付要綱第15条に基づ
き、次のとおり請求します。

1. 交付請求額 _____ 円

2. 添付書類 千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金交付決定通知書
(様式第2号)の写し

様式第10号

第 号

所在地 _____

法人名 _____

代表者名 _____ 様

千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号により通知した千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金交付要綱第18条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

1. 交付決定額 _____ 円

2. 取消額 _____ 円

3. 取消後の交付決定額 _____ 円

4. 取消の理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第11号

第 号

所在地 _____

法人名 _____

代表者名 _____ 様

千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金返還命令書

年 月 日付 第 号で通知した千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金について、千葉県私立幼稚園特別支援教育事業補助金交付要綱第19条の規定により返還を命じます。

年 月 日

千葉市長

印

1. 補助金の交付決定額 _____ 円

2. 補助金の既交付額 _____ 円

3. 補助金の交付確定額 _____ 円

4. 返還すべき金額 _____ 円

5. 返還を命ずる理由

6. 返還の方法及び期限

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。